

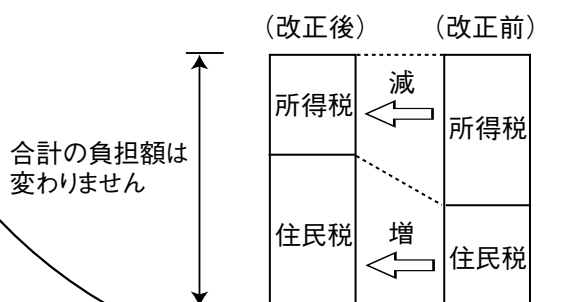
住民税が変わります

税率改正

個人住民税（所得割）の税率が
 県民税：一律 4 %
 町民税：一律 6 % に改正されます
 （詳細は広報12月号16ページをご覧ください）

国から地方への税源移譲
 国の三位一体の改革
 ①補助金の削減、②
 地方交付税の見直し、
 ③税源移譲に伴い、
 国から地方へ税源が移
 譲されることとなり、
 所得税（国税）を減し、
 個人住民税（地方税）
 を増やすための税率等
 の改正が行われました。

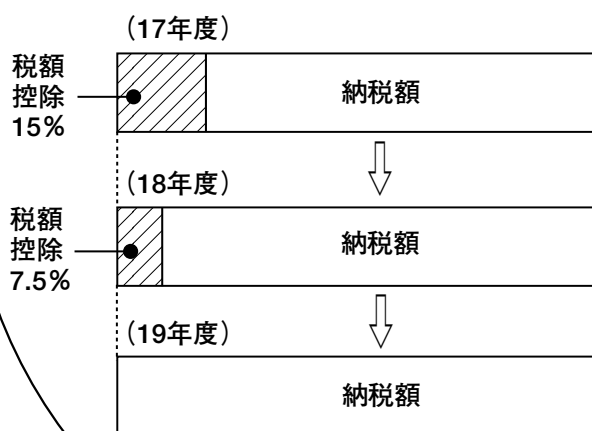
これにより、所得税
 が減り、一方で個人住
 民税が増えることとな
 りますが、個々の納税
 者の所得税と住民税を
 合わせた負担合計額
 は、この税源移譲によ
 って変わらないよう
 に様々な調整がなされ
 ています。



法律改正により、個人住民税（所得割分）が六月に課税される十九年度分から大きく変わります。「税率の改正」及び「定率減税の廃止」に伴い、ほとんどの方は、住民税額が増えることとなります。この「税率の改正」と「定率減税の廃止」について解説します。

定率減税廃止

定率減税措置は平成十一年度の税制改正で導入された減税措置ですが、国は景気回復を理由にこの減税措置を廃止しました。減税前の税額が同一の場合、実際の納税額は左図のとおり増えます。



大切な命を守るために… 住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

新築住宅については、平成18年6月1日から設置が必要となっており、既存住宅については平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

設置する場所は、寝室や階段などです。

住宅用火災警報器を設置することで、住宅火災による死者数が約3分の1に減少しています（平成17年中・消防庁調べ）。



壁面用（左）と天井用（右）の住宅用火災警報器

購入の際には鑑定マークを目安に

警報器は、ホームセンター、家電販売店、ガス機器店などで購入できます。

日本消防協会の鑑定マーク（NSマーク）が着いている物を目安にしてください。



鑑定マーク

悪質な訪問販売にご注意！

消防署や役場が、直接警報器を訪問販売をするとはありません。不審に感じたらはっきりと断りましょう。

募集！

旧安居銅山への道整備に参加しませんか

日時 五月二十日（日）午前九時集合

（雨天の場合は五月二十七日）

集合場所 安居溪谷宝来荘前駐車場

持参物 昼食、飲み物、タオル、軍手、のこぎり、

つるはし、チェーンソーなど

問い合わせ

池川応援団事務局

☎ 34・3963（午後六時以降）

商業統計調査

皆様のご理解とご協力を

六月一日、商業統計調査が全国一斉に行われます。全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。

この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるものです。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を、統計上の目的以外に使用することはありません。

五月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ

企画課 ☎ 35・1082

◇広報発行

川村 邦博様（加古川市）

黒川 治子様（羽曳野市）

酒井 誠様（高知市）

谷本 義雄様（豊田市）

谷脇 岩祐様（高知市）

種田 初子様（高知市）

西村 修一様（堺市）

西森 和友様（福山市）

ご寄付をいただきました。

ご芳志をありがとうございます。

し、広報発行に役立たせていただきます。ありがとうございます。

いました。

仁淀川町役場

◇社会福祉協議会

伊藤 初好様（竹ノ谷）

ご寄付をいただきました。

ご芳志をありがとうございます。

し、社会福祉事業に役立たせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

仁淀川町社会福祉協議会



「ご寄付のお礼」

困ったとき、

迷ったときは行政相談へ！

当町担当の行政相談委員として、本年四月一日付で鈴木数秋さん、片岡富士子さん、片岡和政さんが委嘱されました。

行政相談委員は総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聞きしている、皆さんの身近な民間有識者の方です。

春の行政相談週間（5月21日～27日）

委員は、①国の仕事②JR、N T Tなどの特殊法人の仕事③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さんからの苦情や意見・要望などを受け、その解決や実現のお手伝いをしています。相談は、各委員の自宅で受け付けるほか、皆さんの身近な公共施設でも受け付けています。

（日程は四月号広報に掲載）

特に、五月の春の行政相談週間に合わせて、次の通り行政相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

行政相談員

氏 名	住 所	電 話
鈴木 数秋	土居甲1073-7	34・2528
片岡富士子	名野川90	36・0127
片岡 和政	森3184-2	32・1849

春の行政相談週間中の相談日

日 時	場 所
5月14日（月）	10:00～15:00 中央公民館
5月21日（月）	10:00～15:00 池川保健福祉センター
	10:00～15:00 仁淀多目的研修集会所

お子さんの成長・発達に関する相談会を行います 療育相談会（つくしっこ相談会）

病気や障害などにより、長期にわたって療育を必要とするお子さんや、心身の発達に不安や心配のあるお子さんとそのご家族を対象にした療育相談会（つくしっこ相談会）が行われます。

参加をご希望の方は、本庁保健福祉課または各支所健康福祉課までお申し込みください。

相談会日程表

予定日	相談会助言者	時間・場所
5月15日（火）	療育福祉センター心理判定員	午前9時～午後5時 (ただし、相談者の人数によって 変更となる場合があります)
6月12日（火）	高知県・高知市病院企業団総合周産期母子医療センター長 吉川清志先生、教育相談員	
7月31日（火）	療育福祉センター心理判定員	
10月2日（火）	高知県・高知市病院企業団総合周産期母子医療センター長 吉川清志先生、教育相談員	中央西福祉保健所 佐川町甲1243-4 ☎ 2 2 ・ 1 2 4 9
11月6日（火）	療育福祉センター心理判定員	
平成20年 1月29日（火）	高知県・高知市病院企業団総合周産期母子医療センター長 吉川清志先生、教育相談員	
2月19日（火）	療育福祉センター心理判定員	

申し込み・問い合わせ

本庁保健福祉課 ☎ 3 5 ・ 0 8 8 8
池川総合支所健康福祉課 ☎ 3 4 ・ 2 3 2 1
仁淀総合支所健康福祉課 ☎ 3 2 ・ 1 1 3 2

ご注意ください

年金制度が改正されました

厚生年金保険などの年金制度の改正が、順次実施されています。平成十九年四月からの主な変更点をご紹介します。

1. 七十歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります

七十歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が四十八万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし昭和十二年四月一日以前生まれの方は、対象となりません。

手続き

厚生年金の適用事業所の事業主は、七十歳以上の従業員にかかる雇用、退職または賃金等に関する届け書を、社会保険事務所へ提出してください。

※本人からの手続きは不要です。

2. 今すぐ年金を受け取る必要のない方は、老齢厚生年

金を六十六歳以降に増額して受けられるようになります

六十五歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、六十五歳からは受け取らずに、六十六歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

手続き

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとされる方は、所定の請求書を社会保険事務所へ提出してください。

3. 離婚時の厚生年金等の分割制度が導入されます

平成十九年四月一日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則二十五年以上必要です。

手続き

年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へ提出してください。

※当事者の合意または裁判手続により分割割合（五十％上限）を定める必要があります。

※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合などに関する情報提供を行っています。

※年金分割は、原則として離婚をした日の翌日から二年以内に請求する必要があります。

高知西社会保険事務所
088・875・1717

広告

●ご自宅葬の費用で、充実の会館葬をご提供いたします

【ご葬儀・ご葬祭】

お通夜・ご葬儀（会館葬・自宅葬）※（埋葬労務派遣）
病院からの寝台車手配
法事・法要 ご会食

【講演会などに】

ホール（50～100席）
和室（20畳）ロビー（30席）※バリアフリー対応

【お墓のご相談（説明会も開催します）】

墓地の設計・施工・造成工事
墓石・石材の販売 お墓のお掃除（回数ご相談）

ふるさとを想う心で

光明会館

24時間受付・四国陸運局認可



0120-823-868

〒781-1521 高知県吾川郡仁淀川町本村63

TEL0889-20-2060 FAX0889-35-1811

地域伝統的な葬祭儀礼を大切に、
お住まいでの温もりあるお見送り。
ご葬儀の進行役にとどまらず、
細やかな配慮で心に残るセレモニーを。

地域色ゆたかな 自宅葬を。

身体障害者等の軽自動車税の減免

身体などに障害等がある方は申請することにより、軽自動車税が減免されます（自家用車に限る）。

区 分	減免に際しての要件		
	所有者	運転者	使用目的
18才未満の身体障害者	本人または生計を一にする者	本人	目的は問わない
知的障害者 (療育手帳の交付を受けている方)		生計を一にする者	障害者等の通学、通院、通所、 生業に使用する場合
精神障害者（1級）			
18才以上の身体障害者	本人	本人	目的は問わない
		生計を一にする者	障害者等の通学、通院、通所、 生業に使用する場合
身体障害者用に構造に変更を加えた軽自動車（8ナンバー）	問わない	問わない	問わない

※減免申請に添付しなければならない書類

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
運転免許証の写し
車検証の写し（車検の必要のない軽自動車の場合は不要）
納税通知書

※提出期限 納期限の7日前（5月24日）

問い合わせ 本庁税務課 ☎ 35・1088
池川総合支所住民課 ☎ 34・2113
仁淀総合支所住民課 ☎ 32・1111



広 告

新築・増改築・リフォーム・など
お気軽にご相談ください！

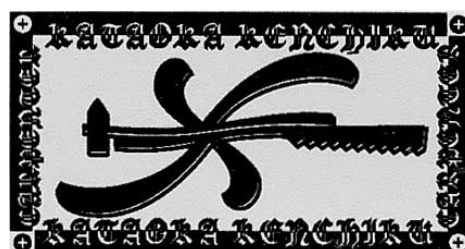
片岡建築

仁淀川町名野川大平101番地

TEL 0889-36-0727

TEL 0889-35-0967

FAX 0889-36-0732



リフォームのことなら
増改築相談員
のいるお店へ
修繕から高齢者のリフォームまでお気軽にご相談ください。

片岡建築
登録番号 **250783**
TEL 0889-36-0727
36-0967
FAX 0889-36-0732
katakensigoto.kokoro@song.ocn.ne.jp
財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

10年以上の
経験者が対応
します

リフォーム登録店
リフォネット登録店
<http://www.refonet.jp/>
リフォネットに当店の情報を掲載しています。
リフォネットは、国が指定しているリフォーム事業者の登録制度です。登録・不登録で価格が変わります。
財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター